

社会福祉法人 広島県共同募金会

広島県共同募金配分基準

この配分基準は、広島県共同募金配分規程第3条に基づき定めるものとする。

1. 民間社会福祉施設配分基準

(1) 目的

第1種、第2種社会福祉事業を行う団体の高齢者、障害児者、児童福祉のために行う事業で、公的資金の及ばない事業に対し支援する。

(2) 配分対象施設要件

- ① 社会福祉法人またはこれに準ずる団体であること。
- ② 営利を目的としない民間の社会福祉を目的とする運営事業がなされていること。

(3) 配分対象事業

- ① 高齢者、障害児者、児童の福祉向上に、直接的に関わり合いがある事業
- ② 配分事業が広く社会に広報でき、住民が速やかに事業内容を理解できる事業
- ③ 高齢者、障害児者、児童のために求められるサービスを提供する事業

(4) 配分対象施設の欠格要件

- ① 本会の求める配分事業に関する資料に対し、的確で適正に応じないもの。
- ② 具体的な目的がないまま、相当の繰越金を有するもの。
- ③ 共同募金の配分を受け事業を行っていることを、年間を通じ、効果的に十分な広報に努めないもの。

(5) 配分の対象としない事業

- ① 営利または営利を目的と見なされる事業
- ② 公的資金または行政から委託を受けて行われる事業

(6) 配分基準額等

- ① 1施設 限度額 200万円
- ② 配分率 事業費の3/4以内
- ③ 施設整備の連年配分はしない。(ただし、車両整備の頭金配分は除く)
- ④ 事業費の継続配分は行わない。ただし、配分先団体から継続配分を希望する特別な理由の提示があり、配分委員会が認めた場合はこの限りではない。

(7) 申請手続き

所定の申請書様式に必要事項を記入し、施設所在地の市区町社会福祉協議会の推薦のもと、本会へ提出する。

2. 民間保育所配分基準

(1) 目的

少子社会が進行しつつあり、子ども達が健全に育つ環境づくりが望まれている。従って、地域の子ども達の育成のために、保育所機能を活用して行われる地域活動事業を支援する。

(2) 配分対象団体要件

民間保育所を運営する団体であること。

(3) 配分対象団体の欠格要件

- ① 本会の求める配分事業に関する資料に対し、的確で適正に応じないもの。
- ② 経理処理がきわめて不良と認められるもの。
- ③ 共同募金の配分を受け事業を行っていることを、年間を通じ、効果的に十分な広報に努めないもの。

(4) 配分の対象としない事業

- ① 施設の整備事業
- ② 備品の整備事業（ただし、地域活動のための車両の整備を除く。）
- ③ 営利または営利を目的と見なされる事業
- ④ 公的資金または行政から委託を受けて行われる事業

(5) 配分基準額等

- ① 1施設 限度額 50万円
- ② 配分率 事業費の3/4以内
- ③ 同一団体の同一事業内容の3年以上の継続配分は行わない。ただし、配分先団体から継続配分を希望する特別な理由の提示があり、配分委員会が認めた場合はこの限りではない。

(6) 申請手続き

所定の申請書様式に必要事項を記入し、施設所在地の市区町社会福祉協議会の推薦のもと、本会へ提出する。

3. 県域民間福祉団体配分基準

(1) 目的

社会福祉事業及び更生保護事業等を行う県域団体を対象とし、公的補助事業補助金、その他の助成金によってまかなわれる事業と区別して、広域的に公益性の高い用途を指定した福祉等の事業を支援する。

(2) 配分対象団体要件

- ① 法人またはこれに準ずる団体運営がなされること。
- ② 社会福祉を目的とする事業の運営がなされること。
- ③ 財源的に自己努力してもなお財源が少なく、配分を必要とするもの。
- ④ 同種事業を実施する複数団体がある場合、連合体または連盟組織を代表とし、対象とする。

(3) 優先的に配分対象とする事業

- ① 広く福祉等の効果を及ぼすと見込まれる事業
- ② 持続可能な地域社会づくりが見込まれる事業

(4) 配分対象団体の欠格要件

- ① 本会の求める配分事業に関する資料に対し、的確で適正に応じないもの。
- ② 具体的な目的がないまま、相当の繰越金を有するもの。
- ③ 経理処理がきわめて不良と認められるもの。
- ④ 共同募金の配分を受け事業を行っていることを、年間を通じ、効果的に十分な広報に努めないもの。
- ⑤ 事業の実施に当たり、過去に本会が改善を求めた事項について対応しないもの、また、改善の見込みがないと認められるもの。

(5) 配分の対象としない事業

- ① 団体の構成員及び準構成員のみを対象とする事業
- ② 第三者に委託する事業
- ③ 第三者に配分する事業（ただし、同種事業の連合体は除く）
- ④ 団体自らの広報や運営に係る事業
- ⑤ 営利または営利を目的と見なされる事業
- ⑥ 公的資金または行政から委託を受けて行われる事業

(6) 継続配分事業の取り扱い

同一団体の同一事業内容の3年以上の継続配分は行わない。ただし、配分先団体から継続配分を希望する特別な理由の提示があり、配分委員会が認めた場合はこの限りではない。

(7) 申請手続き

所定の申請書様式に必要事項を記入し、本会へ提出する。

4. 一般民間福祉団体（ボランティア団体及びNPO団体含む）配分基準

（1）目的

- ① 社会福祉事業及び更生保護事業等、並びに、これらの事業に準じる事業の支援とこれらの事業を行うための団体の立ち上げの支援を行う。
- ② 身近な問題を先取りし、団体の主体性と構成員の自主性を持って、自ら地域福祉の問題を解決していく事業の支援を行う。

（2）配分対象団体要件

- ① 特定の政治、宗教、個人に左右されないこと。
- ② 営利及び関連的に営利を目的としないこと。
- ③ 民間の社会福祉事業を目的とすること。
- ④ 的確な運営及び適正な経理に十分な能力を有すること。

（3）配分対象事業

- ① 地域に貢献し社会的な評価が想定される事業
- ② 活動内容が住民に理解され協力が得られる事業
- ③ 持続可能な地域社会づくりに関する事業

（4）配分対象団体の欠格要件

- ① 本会の求める配分事業に関する資料に対し、的確で適正に応じないもの。
- ② 経理処理がきわめて不良と認められるもの。
- ③ 共同募金の配分を受け事業を行っていることを、年間を通じ、効果的に十分な広報に努めないもの。
- ④ 団体の存在や活動がその地域において理解されていないもの。

（5）配分の対象としない事業

- ① 団体の構成員及び準構成員のみを対象とする事業
- ② 会費及び利用料等で充分実施可能な事業
- ③ 事業範囲が広すぎて、本会の調査、監査の施行が不可能な事業
- ④ 営利または営利を目的と見なされる事業
- ⑤ 公的資金または行政から委託を受けて行われる事業

（6）配分基準額等

- ① 1団体 限度額 30万円
- ② 配分率 事業費の3/4以内
- ③ 同一団体の同一事業内容の3年以上の継続配分は行わない。ただし、配分先団体から継続配分を希望する特別な理由の提示があり、配分委員会が認めた場合はこの限りではない。

（7）申請手続き

所定の申請書様式に必要事項を記入し、団体所在地の市区町社会福祉協議会の推薦のもと、本会へ提出する。

5. 地域福祉推進特別事業配分基準

(1) 目的

- ① 広域配分財源から、市区町の地域的福祉団体に対し、中規模事業または広域的に取り組む事業の支援を行う。
- ② この配分は地域配分財源の限界を超える事業も可能にし、地域福祉格差の是正と、新規事業の開拓等の推進と支援を行う。

(2) 配分対象団体要件

- ① 法人またはこれに準ずる団体であること。
- ② 社会福祉を目的とする事業の運営がなされていること。

(3) 優先的に配分対象とする事業

- ① 広く福祉の効果を及ぼすと見込まれる事業
- ② 高齢者、障害児者、児童の生活環境をより良くする事業
- ③ 高齢者、障害児者、児童の身体機能の向上、保持、回復に関する事業

(4) 配分対象団体の欠格要件

- ① 本会の求める配分事業に関する資料に対し、的確で適正に応じないもの。
- ② 経理処理がきわめて不良と認められるもの。
- ③ 共同募金の配分を受け事業を行っていることを、年間を通じ、効果的に十分な広報に努めないもの。

(5) 配分の対象としない事業

- ① 団体の構成員及び準構成員のみを対象とする事業
- ② 団体自らのための広報、研修、大会事業
- ③ 団体自らの運営のための経費
- ④ 市区町配分財源でまかなえる事業
- ⑤ 営利または営利を目的と見なされる事業
- ⑥ 公的資金または行政から委託を受けて行われる事業

(6) 継続配分事業の取り扱い

同一団体の同一事業内容の3年以上の継続配分は行わない。ただし、配分先団体から継続配分を希望する特別な理由の提示があり、配分委員会が認めた場合はこの限りではない。

(7) 申請手続き

所定の申請書様式に必要事項を記入し、所在地の市区町共同募金委員会の推薦のもと、本会へ提出する。

6. 市町域配分基準

(1) 目的

市区町を範囲として、その区域内の福祉等の活動を推進している団体の事業を支援する。

(2) 配分対象団体要件

- ① 法人またはこれに準ずる組織により運営がなされていること。
- ② 市区町の区域全体に関わる福祉事業を目的とすること。
- ③ 共同募金の配分を受け事業を行っていることを、年間を通じ十分な広報に努めること。

(3) 配分対象事業

- ① 広く福祉の効果を及ぼすと見込まれる事業
- ② 高齢者、障害児者、児童の生活環境をより良くする事業
- ③ 高齢者、障害児者、児童の身体機能の向上、保持、回復に関する事業
- ④ 高齢者の生きがい推進事業
- ⑤ 障害児者の社会参加、就労促進事業
- ⑥ ボランティア活動の推進事業
- ⑦ 児童の社会活動の推進事業
- ⑧ 区域内に属する福祉等を目的とする団体の育成、支援、福祉事業推進に関する事業
- ⑨ 広域的に複数の市区町で取り組む地域福祉事業

(4) 配分対象団体の欠格要件

- ① 本会の求める配分事業に関する資料に対し、的確で適正に応じないもの。
- ② 経理処理がきわめて不良と認められるもの。

(5) 配分の対象としない事業

- ① 団体の構成員及び準構成員のみを対象とする事業
- ② 団体自らの運営のための経費
- ③ 営利または営利を目的と見なされる事業
- ④ 公的資金または行政から委託を受けて行われる事業

(6) 継続配分の取り扱い

同一団体の同一事業内容の3年以上の継続配分は行わない。ただし、配分先団体から継続配分を希望する特別な理由の提示があり、市町審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

(7) 申請手続き

所定の申請書様式に必要事項を記入し、所在地の市町共同募金委員会へ提出する。

付 則

本基準は、令和元年6月12日から施行する。

令和2年3月11日一部改正、同年4月1日から施行する。

令和7年3月11日一部改正、同年4月1日から施行する。